

議案第 32 号

石岡市八郷総合運動公園条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市八郷総合運動公園条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 21 日

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

市内居住の使用者に係る使用料を有料化するとともに、使用料の区分及び額を見直すため。

石岡市八郷総合運動公園条例の一部を改正する条例

石岡市八郷総合運動公園条例（平成17年石岡市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「条例及び条例」を「この条例及びこの条例」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

1 運動公園プール使用料

(1) 個人使用の場合（1人1回当たり）

（単位：円）

区 分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00
一般	300	410
小・中学生	200	250
幼児	100	100

(2) 専用使用の場合

（単位：円）

区 分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00
競泳プール	17,890	23,860	41,750
徒渉プール	5,970	7,970	13,940

備考 専用使用とは、各種団体等が行う競技会としての使用及び保育所、学校等が保育課程、教育課程又は学校行事として使用することをいう。

2 多目的広場使用料

（単位：円）

区 分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00

半面	1,040	1,380	2,420
全面	2,080	2,760	4,840

3 武道館（柔道場，剣道場及び弓道場）使用料

（単位：円）

区 分			午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00
各道場 につき	団体（10 人以上）	一般	1,880	2,160	2,160	6,200
		高校生 以下	940	1,080	1,080	3,100
	個人	一般	460	610	610	1,680
		高校生 以下	230	310	310	850
		弓道場年間使用料 25,680				

4 ターゲット・バードゴルフ場使用料（1人につき）

（単位：円）

午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00
200	300	500
年間使用料 6,250		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成29年4月1日から施行する。ただし，附則第4項の規定は，公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の石岡市八郷総合運動公園条例（以下「新条例」という。）の規定は，平成29年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し，平成29年3月31日までの使用に係る使用料については，なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 新条例第4条及び別表第2の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間における市内居住の使用者の使用料（運動公園プール使用料を除く。）については、新条例別表第2に掲げる使用料の半額とする。この場合において、10円未満の端数は、切り上げる。

(準備行為)

- 4 使用料の徴収その他使用料を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。